

※本法人は、平成20年10月1日、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立されました。よって、本資料は、原則として、設立後の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績及び方針をもとに、作成しております。

## 日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。  
特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができる  
こととしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

該当なし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
代表取締役 総裁	10,168	7,266	1,739	1,162 (特別調整手当)	10月1日		※
A代表取締役 副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111 (特別調整手当)	10月1日		*
B代表取締役 副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111 (特別調整手当)	10月1日		*
C代表取締役 専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062 (特別調整手当)	10月1日		※※
D代表取締役 専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062 (特別調整手当)	10月1日		※※
E代表取締役 専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062 (特別調整手当)	10月1日		※
F代表取締役 専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062 (特別調整手当)	10月1日		※
G常務取締役	8,002	5,718	1,369	914 (特別調整手当)	10月1日		※※
H常務取締役	8,002	5,718	1,369	914 (特別調整手当)	10月1日		※※
I常務取締役	8,002	5,718	1,369	914 (特別調整手当)	10月1日		*

J常務取締役	千円 8,002	千円 5,718	千円 1,369	千円 914 (特別調整手当)	10月1日		※
K常務取締役	千円 8,002	千円 5,718	千円 1,369	千円 914 (特別調整手当)	10月1日		*
L常務取締役	千円 8,002	千円 5,718	千円 1,369	千円 914 (特別調整手当)	10月1日		*※
M常務取締役	千円 8,002	千円 5,718	千円 1,369	千円 914 (特別調整手当)	10月1日		※
N取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		※
O取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		*※
P取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		※
Q取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		※
R取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		※
S取締役	千円 7,481	千円 5,346	千円 1,280	千円 855 (特別調整手当)	10月1日		※
T常勤監査役	千円 6,918	千円 4,944	千円 1,183	千円 791 (特別調整手当)	10月1日		
U常勤監査役	千円 6,918	千円 4,944	千円 1,183	千円 791 (特別調整手当)	10月1日		※

注1:以上のほか、社外取締役及び社外監査役(計4名。いずれも非常勤)に対し、計18,000千円の報酬を支給している。

注2:以上のほか、本法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行)の役員賞与として、計15,677千円(計13名)の報酬を支給している。

注3:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者、「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
代表取締役 総裁						該当なし	
代表取締役 副総裁						該当なし	
代表取締役 専務取締役						該当なし	
常務取締役						該当なし	
取締役						該当なし	
常勤監査役						該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。  
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・奨励手当・賞与に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
奨励手当・賞与	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与に反映させている。

##### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成20年10月から平成21年3月における給与制度の改正はなし。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	6,952	40.3	8,150	5,791	128	2,359
事務・技術	6,939	40.3	8,154	5,793	128	2,361
自動車運転手	13	54.0	6,335	4,658	125	1,677
在外職員	19	39.5	18,223	16,027	0	2,196
任期付職員	14	40.1	2,932	2,716	106	216
事務・技術	14	40.1	2,932	2,716	106	216
再任用職員	42	62.0	4,476	3,760	159	716
事務・技術	39	61.9	4,556	3,827	158	729
自動車運転手	3	62.5	3,438	2,892	184	546

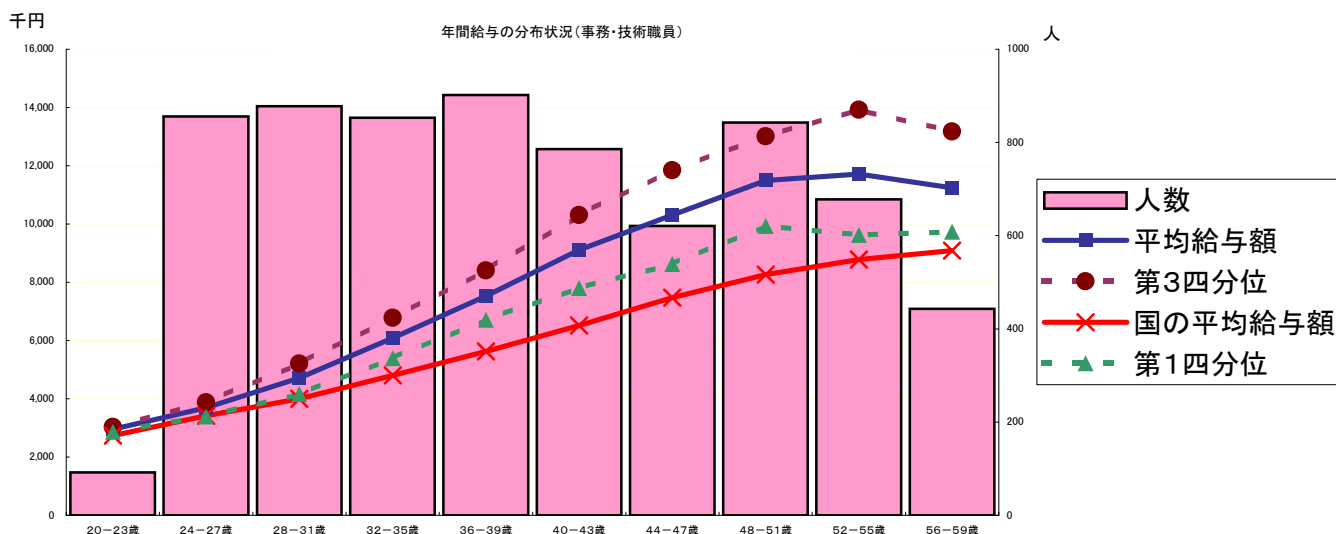
注1: 本法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行)において支給された給与を含む、平成20年4月から平成21年3月までの支給実績にもとづく状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4: 研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
管理職(部長級)	435	52.9	13,738	14,535	15,235		
管理職(課長級)	1,487	47.8	10,665	11,684	12,649		
非管理職	5,031	37.0	4,399	6,367	7,965		

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	管理職 (部長級)	管理職 (課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員 (割合)	6,939	435 (6.3%)	1,487 (21.4%)	5,017 (72.3%)
年齢(最高 ～最低)		59～44	59～36	59～22
所定内給与年額(最高 ～最低)		12,400～ 8,056	10,890～ 5,250	11,454～ 1,951
年間給与額(最高 ～最低)		18,005～ 11,338	15,925～ 7,436	16,973～ 2,682

## (任期付職員)

区分	計	管理職 (部長級)	管理職 (課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員 (割合)	14人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	14人 (100.0%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	-歳	62～28歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		-千円	-千円	2,904～ 2,430千円
年間給与 額(最高～ 最低)		-千円	-千円	3,146～ 2,630千円

## ④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.4	% 61.5	% 60.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.6	% 38.5	% 40.0
	最高～最低	100.0～28.4%	100.0～25.3%	100.0～26.8%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 64.9	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 35.1	% 36.6
	最高～最低	100.0～0.0%	100.0～0.0%	100.0～0.0%

## ⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

130.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																														
指数の状況	対国家公務員 130.9																														
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>129.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>127.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>127.2</td> </tr> </table>	地域勘案	129.4	学歴勘案	127.1	地域・学歴勘案	127.2																							
地域勘案	129.4																														
学歴勘案	127.1																														
地域・学歴勘案	127.2																														
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。</p> <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「127.2」となり、勘案前の「130.9」から「3.7」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p>																														
	<p>① 民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与</th> <th>平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>8,154千円</td> <td>40.3歳</td> </tr> <tr> <td>都市銀行A</td> <td>8,752千円</td> <td>38.1歳</td> </tr> <tr> <td>信託銀行B</td> <td>8,724千円</td> <td>40.7歳</td> </tr> <tr> <td>地方銀行C</td> <td>8,127千円</td> <td>40.0歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2: 民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成20年3月期)出所</p> <p>② 学歴別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>81.5%</td> <td>11.7%</td> <td>6.8%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>49.1%</td> <td>12.7%</td> <td>38.2%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3: 国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所</p>			年間平均給与	平均年齢	当公庫	8,154千円	40.3歳	都市銀行A	8,752千円	38.1歳	信託銀行B	8,724千円	40.7歳	地方銀行C	8,127千円	40.0歳		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%	国家公務員行政職(一)	49.1%	12.7%	38.2%
	年間平均給与	平均年齢																													
当公庫	8,154千円	40.3歳																													
都市銀行A	8,752千円	38.1歳																													
信託銀行B	8,724千円	40.7歳																													
地方銀行C	8,127千円	40.0歳																													
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																											
当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%																											
国家公務員行政職(一)	49.1%	12.7%	38.2%	0.1%																											

	<p>③ 地域別の人員構成</p> <table border="1" data-bbox="691 172 1278 282"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>66.0%</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>57.1%</td> <td>42.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区分による。  注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの  注3:国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所</p>		1～5級地	その他	当公庫	66.0%	34.0%	国家公務員行政職(一)	57.1%	42.9%
	1～5級地	その他								
当公庫	66.0%	34.0%								
国家公務員行政職(一)	57.1%	42.9%								
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p><b>【国からの財政支出について】</b>  支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.0%  (国からの財政支出額 37,402,080千円、支出予算の総額 944,794,704千円:平成20年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b>  給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>同業種である民間金融機関の給与水準や国家公務員との比較指標を勘案しつつ、人事院勧告・閣議決定も踏まえ、引き続き適正な給与水準となるよう努めていく。</p>									

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 34,252,966	千円 71,689,258	千円 (%) - ( - )
退職手当支給額 (B)	千円 2,947,081	千円 6,553,084	千円 (%) - ( - )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 436,415	千円 546,214	千円 (%) - ( - )
福利厚生費 (D)	千円 6,019,543	千円 14,031,478	千円 (%) - ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 43,656,003	千円 92,820,033	千円 (%) - ( - )

注：本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「当年度」欄には設立以降の金額を記載し、「前年度」欄には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の平成19年度の合計金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員を基準として、平成22年度までの5年間で5%以上の純減)の取組を進めていくことを基本とする。

2 進捗状況(次表脚注参照)

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の役職員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度:8,323人(本法人設立前の旧機関の役職員数の合計人数)

平成19年度:8,274人(本法人設立前の旧機関の役職員数の合計人数)

平成20年度:8,141人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度: $(8,323 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 0.5\%$

平成19年度: $(8,274 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 1.1\%$

平成20年度: $(8,141 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.7\%$

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
人員数 (人)	8,364	8,323	8,274	8,141
人員純減率 (%)		$\blacktriangle 0.5$	$\blacktriangle 1.1$	$\blacktriangle 2.7$

注1:本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「人員数」欄のうち、「平成20年度」には設立以降の人員数を記載し、「基準年度」、「平成18年度」及び「平成19年度」には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の合計人員数を記載している。

注2:旧国際協力銀行は機関として人員を一体管理していたものの、総人件費改革の取組状況を表す計数として、平成17年度～19年度の人員数には、旧国際協力銀行の全役職員数から、国際協力機構に移管した業務に従事していた役職員数を控除した人数として平成17年度:553名、平成18年度:551名、平成19年度:548名を計上。平成20年度は、旧国際協力銀行から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)に承継した職員数541名から8名削減実施後の533名を計上。

IV 法人が必要と認める事項

特になし